

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

世界的な障害者福祉の広がりの中、わが国における障害者を取り巻く環境も、めまぐるしく変化しています。

国においては、平成12年の社会福祉基礎構造改革において、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるように支える」という理念の下、利用者の観点から従来の措置制度の見直しが行われ、さらに平成15年には、契約に基づきサービスを利用する「支援費制度」が導入され、障害者自身が希望するサービス及び提供する事業者や施設を選択できるようになりました。

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神などの障害種別ごとに対応していた障害福祉サービスについて、「市町村を中心に、年齢、障害種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障害者福祉を実現する」という方向性が示され、併せて市町村においては計画的なサービス提供基盤の整備のため、「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、「障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実を経て、平成25年度には、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この障害者総合支援法では、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援策として、共生社会を実現するため社会参加の機会の確保や、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保するとともに、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に支援を行わなければならない旨が基本理念として掲げられています。

また、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、平成28年4月には障害者に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に合理的配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されています。

同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとして、障害児福祉計画の策定が義務化されるなど、障害者・障害児に関連する法整備も進み政策も様変わりしつつあります。

このような国の制度改正等を踏まえ、また、上位計画との整合を図りつつ、障害のある方もない方も分け隔てなく生活できる社会環境づくり、住み慣れた地域や家庭で生き生きと安心して暮らせる社会づくりめざして、これまでの「チャレンジド・プラン奄美（第5期計画）」を見直し、新たな計画を策定いたします。

2 障害者制度改革推進の動向

平成15年	○「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」の策定 (平成24(2012)年度までの障害福祉施策の基本的方向と、平成19(2007)年度までの5か年に重点的に取り組む事項)
平成16年	○障害者基本法の改正(都道府県及び市町村の障害者計画の策定義務化、教育人における相互理解の促進等) ○精神保健医療福祉の改革ビジョン(「入院医療中心から地域生活中心へ」)
平成17年	○発達障害者支援法の施行 (自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある方とその家族への支援)
平成18年	○障害者自立支援法の施行 ○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 (精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援等) ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の公布 ●チャレンジド・プラン奄美(第1期)策定
平成19年	○学校教育法の改正(障害児などに対する教育が特別支援教育として位置づけられる) ○重点施策実施5か年計画(後期)の策定 (平成24(2012)年度までの障害福祉施策の基本的方向として重点的に取り組む事項) ○障害者権利条約への署名 (国連総会における、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための国際条約)
平成20年	○児童福祉法の改正(障害児に対する福祉施策が、児童福祉法に位置づけられる)
平成21年	●チャレンジド・プラン奄美(第2期)策定
平成22年	○整備法の成立 (利用者負担を応能負担へ、相談支援の充実、障害児支援の強化、グループホーム・ケアホーム利用時の助成、重度視覚障害者の移動支援個別給付化等)
平成23年	○障害者虐待防止法の成立 (福祉施設従事者等、養護者、職場の雇用主や経営担当者など使用者等による虐待禁止) ○改正障害者基本法の成立(地域社会での生活の選択、障害のない子と共に教育を受ける権利)
平成24年	●チャレンジド・プラン奄美(第3期)策定 ○障害者総合支援法の制定 (障害者定義に難病等を追加、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等) ○障害者虐待防止法の施行(障害者虐待の防止、障害者(児)の権利擁護)
平成25年	○障害者総合支援法の施行 ○障害者優先調達推進法の施行 ○障害者差別解消法の制定(障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の推進)
平成26年	○改正精神保健福祉法の施行(病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化) ○障害者権利条約の批准
平成27年	●チャレンジド・プラン奄美(第4期)策定
平成28年	○障害者差別解消法の施行(障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の推進) ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立(*平成30年4月施行) ○発達障害者支援法改正(ライフステージを通じた切れ目のない身近で受けられる支援)
平成30年	●チャレンジド・プラン奄美(第5期)策定
令和2年	●チャレンジド・プラン奄美(第6期)策定

3 計画の性格

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定された「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）」として策定するもので、本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画として、また、本市における障害者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障害者施策について、福祉・保健・医療・教育・育成・就労・生活環境など、総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本計画です。

同時に、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく本市の「障害福祉計画」、「児童福祉法」第33条の20に基づく本市の「障害児福祉計画」を定めるものとなります。

【根拠法令（抜粋）】

障害者基本法（第11条第3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法（第88条第1項）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法（第33条の20）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

4 計画の期間

本市では平成18年度に奄美市障害福祉計画 第1期計画（計画期間：平成18～20年度）、平成20年度に第2期計画（計画期間：平成21～23年度）、平成23年度に第3期計画（計画期間：平成24～26年度）、平成26年度に第4期計画（計画期間：平成27～29年度）、平成29年度に第5期計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）を策定しました。

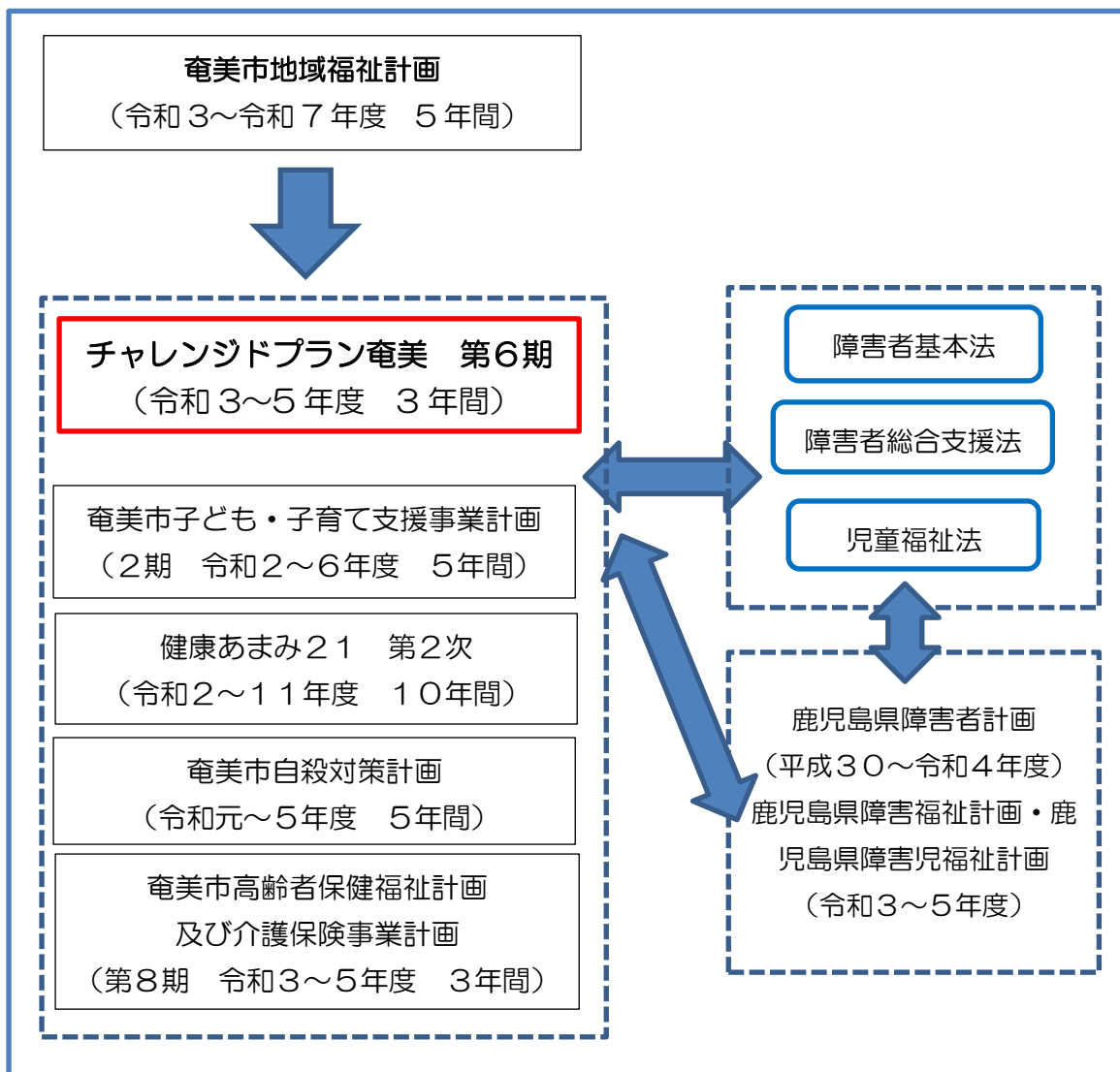
本計画は、国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期計画として策定し、また、児童福祉法第33条の20に規定された「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」を一体の計画として策定するものです。

本計画のうち「障害者計画」については平成30年度から令和5年度までの6年間、「障害福祉計画・障害児福祉計画」については令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	第4期			第5期			第6期		
障害者計画	→						→		
障害福祉計画	→ 第4期			→ 第5期			→ 第6期		
障害児福祉計画				→ 第1期			→ 第2期		

5 各種計画との関連



6 対象者の概念

障害者とは「障害者総合支援法第4条」に基づく18歳以上である人、障害児とは「児童福祉法第4条第2項」に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である人としています。

7 「障害」の表記について

この計画では、大島地区身体障害者福祉連絡協議会からの、「障害当事者運動の視点に立ち、障害者が自らの努力により障害のない人々に近づくこと（障害の克服）を目指すのではなく、そうした属性（障害）をもちながら、社会生活をおくる中で直面する障害・障壁の解消（バリアフリー）を進めること、及びその人に必要な合理的配慮を整備するための運動を推進することを確認するとともに、私たち障害者自身が、自らの当事者運動に誇りをもって進めていく立場からも「障害」と表記します。」との公式見解を踏まえ、「障害」と表記しました。

8 計画策定体制と策定方法

（1）計画の策定体制

計画の策定にあたっては、広く意見を聴くため、関係団体の代表者等からなる「奄美市障害者福祉基本計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

（2）計画の策定方法

この計画に市民の意見を反映させるため、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査を実施し、市民の意見の反映に努めました。

（3）アンケート調査の概要

平成30年度を初年度とする障害者計画、令和3年度を初年度とする障害福祉計画・障害児福祉計画の策定を行うため、障害者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

障害者等の実態調査

（アンケート等）について

【障害者総合支援法第88条】

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

【児童福祉法第33条の20】

⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

① 障害者や障害児の保護者へのアンケート調査

令和2年9月に郵送による発送・回収にて実施しました。

調査対象は、奄美市に居住する「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の各所持者を無作為に抽出しました。

回収状況は以下のとおりとなりました。

	調査件数	回収件数	回収率
全体	500 件	201 件	40.2%
障害者（身体）	200 件	81 件	40.5%
障害者（知的）	100 件	40 件	40.0%
障害者（精神）	100 件	32 件	32.0%
障害児	100 件	48 件	48.0%

②関係者団体へのアンケート調査

令和2年10月に郵送やメール等により発送・回収を実施しました。

調査対象は、障害福祉サービス提供事業所、ボランティア団体、当事者団体や関係団体、教育関係として奄美市内小中学校を対象としました。

回収状況は以下のとおりとなりました。

	調査件数	回収件数	回収率
サービス提供事業所	80 件	45 件	56.2%
ボランティア団体	1 件	1 件	100.0%
当事者・関係団体	3 件	1 件	33.3%
教育関係（小・中学校）	28 件	17 件	60.7%

③奄美地区地域自立支援協議会からの提言

令和2年10月15日に瀬戸内町で開催された第1回定例会において、グループワークを通じた、本島内5市町村障害福祉計画への提言をまとめた他、令和2年10月30日第3回相談支援部会、11月13日第3回子ども部会においても、計画への提言をいただきました。

改正

平成 21 年 4 月 1 日告示第 50 号の 17

平成 29 年 6 月 26 日告示第 72 号の 2

奄美市障害者福祉基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 奄美市における障害者福祉事業に関する基本的な計画を策定するため、奄美市障害者福祉基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、障害者福祉基本計画に関する事項を調査及び審議する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害福祉に関し識見を有する者

(2) その他市長が必要と認めた者

3 委員は、当該審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員会を補佐するため、奄美市障害者福祉基本計画策定検討委員会を設置する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務の処理)

第 6 条 委員会の事務は、保健福祉部において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日告示第 50 号の 17）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 26 日告示第 72 号の 2）

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

No.	要綱第3条委員	団体名	職名	氏名
1	第1号委員	鹿児島県大島支庁保健福祉環境部 地域保健福祉課	課長	向井 靖
2	第1号委員	奄美市身体障害者福祉連絡協議会	副会長	中浜 朝子
3	第1号委員	北大島地区手をつなぐ育成会	理事	藤 真理子
4	第1号委員	(財) 慈愛会奄美病院	管理者	杉本 東一
5	第1号委員	(社福) 奄美市社会福祉協議会	課長	山田 隆之
6	第1号委員	(社福) 愛の浜園	施設長	榮野 和光
7	第1号委員	のぞみ園(児童発達支援センター)	所長	福崎 充
8	第1号委員	(社福) 三環舎	理事長	向井 扶美
9	第1号委員	奄美地区障がい者等 基幹相談支援センター	センター長	大津 敬
10	第2号委員	奄美市保健福祉部	福祉事務所長	永田 孝一